

1/30 受領

平成22年11月29日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ネ)第165号 不当利得金返還請求控訴事件

(原審・宮崎地方裁判所平成21年(ワ)第16号)

口頭弁論終結日 平成22年10月15日

判 決

[Redacted]

[Redacted]

控 訴 人

宮 田 尚 典

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

滋賀県草津市西大路町1-1

被 控 訴 人

株 式 会 社 シ テ ィ ズ

同 代 表 者 代 表 取 締 役

宗 竹 政 美

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

蔵 元 淳

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、22万9420円及びうち22万3763円に対する平成20年6月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 仮執行宣言

第2 事案の概要

以下、略称については、原判決のそれに従う。

- 1 請求、争点及び各審級における判断の各概要

本件（平成20年6月18日訴え提起）は、控訴人が被控訴人に対し、控訴人が被控訴人との間で金銭消費貸借に基づく借入及び返済を繰り返してきたところ、弁済金のうち利息制限法所定の制限利率を超えて支払った部分を元本に充当して引き直し計算をすると、原判決別紙1の過払金計算書のとおり過払金が発生しているとして、22万3763円の過払元金及びこれに対する商事法定利率年6分の割合による民法703条の運用益又は民法704条の利息、及び控訴人が被控訴人に過払金の返還を求めた日の翌日である平成20年5月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

本件の争点は、(1)いわゆるみなし弁済（法43条1項）の適否、(2)期限の利益喪失の成否、(3)被控訴人が悪意の受益者（民法704条）であるか、の3点である。

原判決（平成22年7月7日言渡し）は、争点(1)について、①本件契約締結の際、被控訴人が控訴人に交付した本件契約書及び本件説明書には、本件期限の利益喪失特約とともに、それぞれ利息制限法の定められた利率が記載され、制限利率及びこれを超過する利息の定めは無効であることが明記されており、②控訴人は、本件説明書を、内容の説明を受けた上で受領しましたとして署名していることからすれば、本件において、控訴人が約定利息を支払わなければ期限の利益を喪失するとの誤解を生じさせていたと認めることはできず、本件各弁済には任意性を認めることができ、法43条1項のみなし弁済の適用が認められ、本件において過払金は発生していない旨判断して、その余の点につき判断するまでもなく控訴人の請求は理由がないとしてこれを棄却した。

これに対し、控訴人が本件控訴に及んだものであるが、本判決は、原判決と同旨の判断をしてこれを棄却するものである。

## 2 前提となる事実及び争点

この点は、原判決2頁4行目から6頁26行目までに記載のとおりであるか

ら、これを引用する。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 この点は、原判決7頁2行目から8頁7行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 控訴人は、当審において、被控訴人が控訴人に交付した償還表（乙5）には、支払予定額として制限超過部分を含む金額が記載されていることから、控訴人が約定利息を支払わなければ期限の利益を喪失するとの誤解を生じさせていたと主張する。しかしながら、上記償還表は、約定利息に沿った場合の各支払日における元本の分割金と利息額を記載したものにすぎず、債務者である控訴人に対し、元本と併せて、利息制限法に従った制限利息のみの支払を特に躊躇させるようなものとはいえない。したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

### 第4 結論

よって、当裁判所の上記判断と同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 横 山 秀 憲

裁判官 川 崎 聡 子

裁判官 空 閑 直 樹

これは正本である。

平成22年11月29日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官 川野和博

